

別紙 2

(協定第5条関連)  
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	0百万円
H 1 9	3百万円
H 2 0	54百万円

平成18年度、平成19年度は実績値を記載している。